

令和元年 9 月 4 日

令和元年鳥羽市議会会議
提 出 議 案

鳥羽市長

令和元年 9 月 4 日会議提出議案一覧表

議案第 26 号	令和元年度鳥羽市一般会計補正予算（第 6 号）	・・・ 別冊
議案第 27 号	令和元年度鳥羽市一般会計補正予算（第 7 号）	・・・ 別冊
議案第 28 号	令和元年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	・・・ 別冊
議案第 29 号	鳥羽市印鑑条例の一部改正について	・・・ 1
議案第 30 号	職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正について	・・・ 3
議案第 31 号	鳥羽市職員給与条例の一部改正について	・・・ 5
議案第 32 号	鳥羽市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	・・・ 7
議案第 33 号	鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	・・・ 9
議案第 34 号	鳥羽市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	・・・ 11
議案第 35 号	鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について	・・・ 13
議案第 36 号	鳥羽市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について	・・・ 15
議案第 37 号	鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	・・・ 17
議案第 38 号	鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 30
議案第 39 号	鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 32
議案第 40 号	鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部改正について	・・・ 34
議案第 41 号	鳥羽市消防団条例の一部改正について	・・・ 36
議案第 42 号	鳥羽市給水条例の一部改正について	・・・ 38
議案第 43 号	工事請負契約の締結について（鳥羽市消防庁舎建設工事）	・・・ 40
議案第 44 号	指定管理者の指定について（鳥羽市立海の博物館）	・・・ 41
議案第 45 号	平成 30 年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	・・・ 42
認定第 1 号	平成 30 年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について	・・・ 43
認定第 2 号	平成 30 年度鳥羽市水道事業会計決算認定について	・・・ 44
報告第 2 号	平成 30 年度鳥羽市健全化判断比率の報告について	・・・ 45
報告第 3 号	平成 30 年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について	・・・ 46
報告第 4 号	平成 30 年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について	・・・ 47
報告第 5 号	平成 30 年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について	・・・ 48
報告第 6 号	一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況の報告について	・・・ 49
報告第 7 号	専決処分した事件の報告について （令和元年度鳥羽市一般会計補正予算（第 5 号）	・・・ 50

議案第 29 号

鳥羽市印鑑条例の一部改正について

鳥羽市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

住民基本台帳法施行令の一部改正等に伴い、印鑑登録原票の登録事項等について所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市印鑑条例の一部を改正する条例

鳥羽市印鑑条例（平成3年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第2項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第7条第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「記録されている」を「記載されている」に改め、同号を同条第6号とする。

第12条第1項第3号中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載されている旧氏を含む。）」を加える。

第15条第1項中「第7条第3号から第7号までの」を「第7条第3号から第6号までの」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第 30 号

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正について

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例
職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第 31 号

鳥羽市職員給与条例の一部改正について

鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例

鳥羽市職員給与条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「当該各項に」を「これらの規定に」に、「期間」を「期間内」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「、それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

第43条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第43条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第44条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第 32 号

鳥羽市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

鳥羽市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市職員等の旅費に関する条例（昭和41年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「第29条各号」を「第29条第1項各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第5項中「。以下本条において同じ」を削り、同条第6項中「できる者」の次に「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第 33 号

鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市職員の退職手当に関する条例（昭和38年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第 34 号

鳥羽市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

鳥羽市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

県下における軽自動車税環境性能割の賦課徴収の統一化のため、非課税の範囲について所要の改正を行うとともに、併せて種別割の非課税に関する規定を整備したく、本提案とするものである。

鳥羽市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥羽市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、鳥羽市市税条例（昭和31年条例第11号）第81条の次に7条を加える改正規定（第81条の2に係る部分に限る。）を次のように改める。

（日本赤十字社の軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が取得する3輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、環境性能割を課さない。

- （1）救急用のもの
- （2）巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- （3）血液事業の用に供するもの
- （4）救護資材の運搬の用に供するもの
- （5）前各号に掲げる軽自動車に類する軽自動車で市長の認めるもの

2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、種別割を課さない。

- （1）救急用のもの
- （2）巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- （3）血液事業の用に供するもの
- （4）救護資材の運搬の用に供するもの
- （5）前各号に掲げる軽自動車等に類する軽自動車等で市長の認めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について

鳥羽市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を
たく、本提案とするものである。

鳥羽市手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥羽市手数料徴収条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号イ中「158万円」を「159万円」に、「194万円」を「195万円」に、「226万円」を「227万円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 36 号

鳥羽市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について

鳥羽市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正による幼児教育・保育の無償化の施行に伴い、子どものための教育・保育給付に関する用語を整理したく、本提案とするものである。

鳥羽市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

鳥羽市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 37 号

鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正について

鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正による幼児教育・保育の無償化の施行に伴
い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、

同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する通知」を「の規定による通知」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に

特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む）」を「（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう）」に改め、「この項及び第19項において同じ」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもの保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」の次に「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」と」を加える。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子どもの総数」に、「同項第1号」を「同項第1号又は第

2号」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「と、「同号に掲げる」を「同項第1号に掲げる」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数を」を「）の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「A型をいう。」を「A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。」に、「B型をいう。」を「B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。」に、「にあつてはその利用定員の数を」を「にあつては」に、「附則第4条」を「附則第3条」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定こどもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中

「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう。」を「をいう。以下この条において同じ。」に改め、同項第3号中「支給認定子ども（」を「満3歳未満保育認定子ども（」に、「支給認定子どもにあっては」を「満3歳未満保育認定子どもにあっては」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- （1） 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- （2） 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- （1） 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において

代替保育が提供される場合小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

（２） 事業実施場所において代替保育が提供される場合事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

４ 市長は、特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

５ 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（１） 法第59条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第６条の３第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（２） 児童福祉法第６条の３第12項に規定する業務又は同法第39条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第１項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第２項第２号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第３号に規定する市が定める額とする。）」を削り、同条第２項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該

特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」に、「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」を「法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」に、「をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む」を「をいう」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子ども

を」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。））、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び

食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に規定する額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条

第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則中第3条を削り、第4条を第3条とする。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」に、「5年」を「10年」に改め、同条を附則第4条とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 38 号

鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正による幼児教育・保育の無償化の施行に伴い、給食費に関する規定等を整備するとともに所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「第2番目以降である児童」の次に「（以下次条において「同時在籍2番目以降児童」という。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（給食費）

第8条の2 教育・保育給付認定子どもに対する食事の提供に要する費用（以下「給食費」という。）の額は、規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、同時在籍2番目以降児童に係る給食費は無料とする。

第9条（見出しを含む。）中「保育料」の次に「及び給食費」を加える。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 39 号

鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正による幼児教育・保育の無償化の施行に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「保育料」を「利用者負担額」に改め、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（以下「保育料」という。）」を削り、同条第2項を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 40 号

鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部改正について

鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正による幼児教育・保育の無償化の施行に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例

鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例（平成19年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「保護者は、園児」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号に規定する小学校就学前子どもを除く。）」を加え、同項第2号中「第4条第1項第2号」を「第4条第2項第2号」に、「第14条の2第1項」を「第14条」に改め、同項第3号中「第4条第4項」を「第4条第2項第6号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 4 1 号

鳥羽市消防団条例の一部改正について

鳥羽市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市消防団条例の一部を改正する条例

鳥羽市消防団条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第6条第2項第2号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第 4 2 号

鳥羽市給水条例の一部改正について

鳥羽市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する規定を整備したく、本提案とするものである。

鳥羽市給水条例の一部を改正する条例

鳥羽市給水条例（平成9年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項第2号中「第7条第1項」を「指定給水装置工事事業者」に改め、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 指定給水装置工事事業者の指定の更新をするとき 1件につき5,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 3 号

工事請負契約の締結について（鳥羽市消防庁舎建設工事）

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 鳥羽市消防庁舎建設工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 6 2 6 , 4 6 1 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 三重県四日市市安島一丁目 6 番 1 4 号
T S U C H I Y A ・宮崎特定建設工事共同企業体
代表者 T S U C H I Y A 株式会社 三重支店
支店長 川 瀬 太 啓 |

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市消防庁舎建設工事を行うため、工事請負契約を締結したく本提案とするものである。

議案第 4 4 号

指定管理者の指定について（鳥羽市立海の博物館）

次のとおり地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
鳥羽市立海の博物館	鳥羽市浦村町字大吉 1731 番地 68 公益財団法人東海水産科学協会 理事長 石原 真伊	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。

議案第 4 5 号

平成 3 0 年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 3 0 年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金 3 7 1, 4 1 3, 2 6 8 円のうち、4 8, 0 9 8, 6 8 1 円を減債積立金に積み立て、2 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円を建設改良積立金に積み立て、1 2 3, 3 1 4, 5 8 7 円を自己資本金に組み入れるものとする。

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、平成 3 0 年度に生じた未処分利益剰余金の処分を行いたく、本提案とするものである。

認定第 1 号

平成 30 年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度鳥羽市一般会計及び
各特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

- 1 平成 30 年度鳥羽市一般会計決算
- 2 平成 30 年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計決算
- 3 平成 30 年度鳥羽市介護保険事業特別会計決算
- 4 平成 30 年度鳥羽市定期航路事業特別会計決算
- 5 平成 30 年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算
- 6 平成 30 年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計決算

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

平成 30 年度一般会計及び特別会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会の認定を得たく本提案とするものである。

認定第 2 号

平成 3 0 年度鳥羽市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、平成 3 0 年度鳥羽市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 4 日 提 出

令和元年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

平成 3 0 年度水道事業会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会の認定を得たく本提案とするものである。

報告第 2 号

平成 3 0 年度鳥羽市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度鳥羽市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年 9 月 4 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担比率
平成 3 0 度算定値	－	－	9 . 1	6 6 . 3
早期健全化基準	1 4 . 2 7	1 9 . 2 7	2 5 . 0	3 5 0 . 0
財政再生基準	2 0 . 0 0	3 0 . 0 0	3 5 . 0	－

報告第 3 号

平成 3 0 年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、平成
3 0 年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告
する。

令和元年 9 月 4 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
定期航路事業特別会計	—	2 0 . 0

報告第 4 号

平成 3 0 年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、平成
3 0 年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率を監査委員の意
見を付けて報告する。

令和元年 9 月 4 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

(単位: %)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
特定環境保全公共下水道 事業特別会計	—	2 0 . 0

報告第 5 号

平成 3 0 年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、平成
3 0 年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年 9 月 4 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	2 0 . 0

報告第 6 号

一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況の報告について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和元年 9 月 4 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

報告第7号

専決処分した事件の報告について

(令和元年度鳥羽市一般会計補正予算(第5号))

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年 9月 4日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎